



―裁判が、より身近になるとき―

まもなく始まります

裁判員制度

平成16年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、同年5月28日に公布されました。この結果、裁判員制度が公布の日から5年以内、つまり平成21年5月までにスタートします。

裁判員制度という言葉は、皆さんも一度は見聞きされたことがあるのではないかと思います。どのような制度内容で、なぜこの制度は導入されたのでしょうか？

自分や家族、職場の同僚など身近な人が、この制度で裁判にかかわることになるかもしれません。そんなときのためにも、いまだ一度、裁判員制度の内容を確認しておきましょう。

1 裁判員制度とは？

法律の専門家ではない国民の皆さんが、裁判員として地方裁判所で行われる刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするのか―を裁判官と一緒に議論（評議）し、決定（評決）する制度です。原則として、国民の中から選ばれた裁判員6人と、裁判官3人が協力して刑事裁判を行います。

法廷では、裁判員から証人へ質問すること

ともできます。また、評議を尽くしても意見の全員一致が得られなかったとき、評決は多数決（※ただし、有罪とする場合は、裁判官1名以上の賛成が必要）により行われるため、裁判員の意見は裁判官と同じ重みを持つこととなります。

2 どのような事件を扱うの？

裁判員が参加する裁判の対象となる刑事事件は、殺人などの重大犯罪です。具体的には、次のようなものがあります。

- ①人を殺した場合（殺人）
- ②強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させてしまった場合（強盗致死傷）
- ③人にけがをさせ、死亡させてしまった場合（傷害致死）
- ④泥酔した状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させてしまった場合（危険運転致死）
- ⑤人の住む家に放火した場合（現住建造物等放火）
- ⑥身代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身代金目的誘拐）
- ⑦子供に食事を与えず、放置したため死亡してしまった場合（保護責任者遺棄致死）

3 裁判員はどのように選ばれるの？

裁判員は、次のようにして選ばれます。①20歳以上で選挙権のある国民（有権者）の中から、翌年の裁判員候補者となる人が毎年抽選で選ばれ、裁判所ごとに裁判員候補者名簿が作られます。

②①の名簿の中から、さらに抽選で事件ごとに裁判員候補者が選ばれます。ここで候補者として選ばれた人には、裁判の6～8週間前に裁判所への呼出状などが送られます。

③裁判所で、②の候補者の中から裁判員を選ぶための選任手続が行われます。候補者には裁判所へ来ていただき、裁判長から事件との利害関係の有無などについて質問されます。通常は、裁判当日の午前中に行われます。

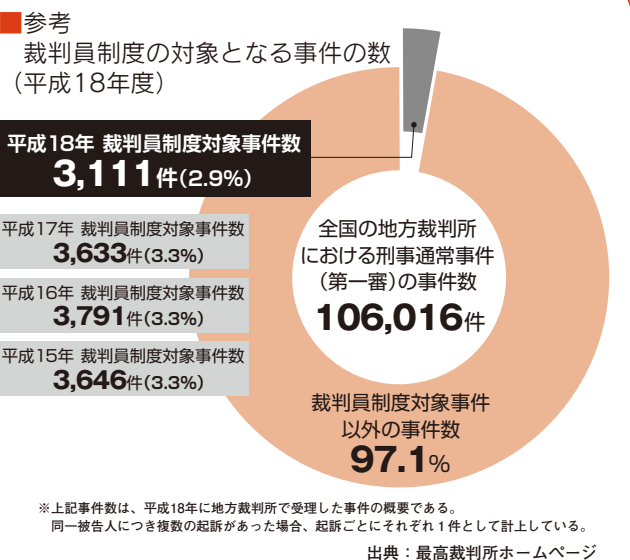
④⑤の手続きなどによって裁判所が裁判員6人を決定し、通常は、その日のうちに裁判が始まります。必要な場合は、補充裁判員も選びます。

4 候補者名簿に載ったら必ず裁判所へ行くの？

③の②で選ばれる事件ごとの裁判員候補者にならなければ、裁判所に呼び出されません。

5 裁判員に選ばれる確率は？

近年の対象事件数を前提に試算すると、実際に裁判員または補充裁判員として刑事裁判に参加するのは、全国の有権者のうち、



1年当たり、約3、500人に1人と見込まれています。ただし、裁判員を選ぶ選任手続のために、何人の裁判員候補者に来ていただくかは、個々の事件ごとに裁判所が決めることになります。

6 裁判員になることは辞退できないの？

広く国民の皆さんに参加していただくための制度ですので、原則として辞退はできません。ただし、学生や70歳以上の人、病気や介護などの事情で裁判員の職務を行うことができないなど、法律に定められた辞退事由に当たると裁判所が認めれば、辞退することができま

7 裁判員になると、何日くらい裁判所へ行かなければならないの？

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容により異なるので一概にはいえません。しかし、裁判員裁判では法廷での審理を始める前に、スピーディーな裁判が行われるように事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続が行われます（公判前整理手続）。また、できるだけ連日的に開廷することになっていますので、約7割の事件が3日以内で終わると見込まれています。ただし事件によっては、もう少し時間のかかるものもあります。

8 裁判所に行くために会社を休むと不利益を受けないの？

裁判員の職務を行うために仕事を休んで

も、雇用主は不利益な扱いをしてはならないと法律で定められています。また裁判員候補者として、選任手続期日に裁判所へ出向く場合も同様です。

9 裁判員になったことでトラブルに巻き込まれることはないの？

裁判員の名前や住所といった情報は、何人も公にしてはならないとされていますし、裁判員候補者の名簿は開示が禁止されています。また、事件に関して裁判員に接触することも禁止されており、裁判員に頼みごとをしたり、裁判員やその家族を脅したりした者には、刑罰が科せられることになっています。なお、危害が加えられる恐れがあり、裁判員の関与が非常に難しいような、ごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判をする場合があります。どうか安心して参加してください。

10 日当や交通費はもらえるの？

裁判所に来ていただく日の日当や交通費のほか、裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならな場合は、宿泊費が支払われます。

裁判員制度によって、国民の司法への参加が大きく進むことになれば、裁判官、検察官、弁護士とも、まず国民に分かりやすく、迅速な裁判と



詳しくは、裁判所ホームページ
<http://www.courts.go.jp/> をご覧ください。

●裁判員制度に関するお問い合わせ
千葉地方裁判所総務課
☎ 043(222)0165 内線 3423

『裁判員を体験してみよう!!』 ～「法の日」週間イベント 2007～

10月1日は「法の日」。法の役割や重要性を考えるきっかけとなるように設けられました。また裁判所・法務省・検察庁・弁護士会は、この日から1週間を「法の日」週間として、毎年全国で法や裁判を身近に感じてもらうための各種行事を実施しています。その一環として、千葉地方裁判所では模擬裁判員裁判を行います。ぜひご参加ください。詳しくはホームページをご覧ください。
千葉地方裁判所ホームページ (<http://www.courts.go.jp/chiba/>)

とき●10月13日（土）午後1時30分～4時
場所●千葉市文化交流プラザ 千葉市中央区富士見1-3-2 ☎ 043 (202) 0800
お問い合わせ●千葉地方裁判所総務課 ☎ 043 (222) 0165 内線 3425